

# 幕末石見銀山領における就業移動

—持高階層別家再生産率に関連して

廣嶋清志

山陰研究 第3号 抜刷

2010年12月

島根大学法文学部 山陰研究センター

【論文】

## 幕末石見銀山領における就業移動—持高階層別家再生産率に関連して

廣嶋清志

（島根大学法文学部名誉教授）

### 摘 要

幕末における出生率上昇、人口増加は、低階層ほど多い（就業に伴う）移動が減少することによりその出生率と家の再生産率が上昇することによってもたらされたとの予想のもとに、幕末石見銀山領における階層別の移動率を観察し、その高さが、10石以上層を別として、階層の高さに反比例することを示すことができた。同時に、家族を残した就業に関わる移動と考えられる出職という記載が宗門改帳にわずかに発見されたが、この記載は、幕末の緊迫した情勢によって一部の村で例外的に行われたものと考えられ、出職の多くは、一度、転出（出人）と記載されたあと、村内の宗門改帳から除外されたと考えられる。この宗門改帳上不在の家成員は、1年に何度か帰宅することがあったとしても、出職が結婚している者の結婚生活にとってさまたげになり、あるいは未婚者の結婚年齢を遅くし、その結果、家の再生産率を低下させ、その階層差を生み出す重要な原因と考えられる。同時に、宗門改帳による在村人口のみによって計算した結婚率や出生率は出職者を多く含む階層では見かけ上やや高くなるものといえる。このことから、1石未満層に比べ無高層の家再生産率は低いにもかかわらず、結婚率と出生率は高くなったものと考えられる。

キーワード：移動，就業，出生率，階層，出職

### はじめに

明治以後の近代的人口増加に先立ち、幕末において日本の人口はほぼ全国的に増加を開始したとされ（齊藤2001）<sup>(1)</sup>、人口再生産がこの時期に全国各地でどのように変動していったかを考察するのは重要な課題である。その際、農村住民の持高階層ごとの人口再生産を把握することがひとつの有力な接近と思われる。このことは以下のように説明できる。

速水1992は低階層ほど家の再生産率が低いこと、そしてこの現象は低階層ほど奉公率が高く、直接的には村からの流出したままになること、間接的には結婚年齢が高まることによって生み出されていることを明らかにした（p.283）。速水のこの研究は、出生率上昇や人口増加を説明するための人口変動論ではなく、社会の安定性を説明する議論であった<sup>(2)</sup>。しかし、一方で奉公の減少と日雇い雇用への歴史的な変化は多くの地域について明らかにされており<sup>(3)</sup>、これと関連させて考えれば、低階層においても奉公から日雇いなどへの雇用形態の変化によって家族

形成がより容易になり人口再生産率は向上していき、全人口の増加につながったものと考えられる。実際、木下2002は東北地方の一農村（山家村）について、おもに下層において奉公人の割合が低下したことによって結婚率に影響はなかったものの結婚出生率の上昇を通じて出生率を上昇させたことを明らかにしている。このように、奉公のように家の形成に関わる雇用形態への従事度について階層間で違いがあること自体が、社会の雇用形態の変化を通じて階層別の家族形成、家の再生産構造を変動させ、社会全体の人口変動をもたらす要因のひとつとして考えることができる<sup>(4)</sup>。

上記のような人口増加開始のメカニズムの考え方は、農村工業化など農村における雇用の増加によって単に人口が農村にとどまって増えたからだけではなく、農村における出生率が上がるような家族の変化がもたらされたからであるとみる点に特徴がある。奉公では下男、下女として他の「家」の構成員として生活しなければならないが、日雇いなどとして雇用されることによって自己の家を持つことによってより長期に再生産可能な家族生活を送ることが可能となるのである。自分の家を離れての雇用からしだいに家を離れないで済む雇用へと変化していくことは、結婚の早期化と実質化をもたらすなど、家族に重要な変化をもたらす。このように雇用の変化によって家族が変化していったと考えるのは重要な視点であると思われる。この考え方は、江戸時代初期において譜代下人が自営農民に変化することにより人口急増がもたらされたとする見方（速水1973）と比較すると、非農業の雇用も重要な要素として含めて考える点で異なるが、家と就業との関わりに着目する点で類似しているところがある。

家を単位に人口の再生産が行われていた江戸時代の人口においては、その再生産は個人単位にみる結婚率や出生率で表すのは不十分なところがあり、家の再生産として計る必要がある。本研究は、後述のように一時点における観察に基づくので、家の再生産率を動的に定義することはできず、家あたりの家構成員の数として把握する（廣嶋2009b）。これによって階層間で家の再生産率を相対的に比較できる。

廣嶋2009bは、石見銀山領の分析において、階層別の家の再生産率は階層の高さと正の相関関係が存在することを確認し、さらに階層別出生率、結婚率とはおおむね正の相関があるが、一部合わないところがあることを指摘した。無高階層について1石未満層に比べ結婚率・出生率がより高いにもかかわらず家の構成員数が少ないことである。この説明のために何らかの目的で家を離れる移動による構成員の減少の仕組みの存在を想定した。しかし、その直接的な把握は残された課題であった。結婚を除いて、家から家の成員が離れたり移動する要因としては、死亡のほか、養子、離婚、幼少あるいは高齢における扶養のための離家などが考えられる。無高の家の年齢別成員数は幼少から高齢にいたるまで少ないので、これら様々な要因が働いて家の再生産率が低下しているものと考えられる。しかし、最も重要なものはおそらく就業のための一時的あるいは長期の離家と考えられる。

そこで本稿では、宗門改帳に含まれる移動に関する記述または就業・扶養に関連する家成員の記述を基にして、その存在の程度や階層差などを考察する。これにより結婚率・出生率および家の再生産率の階層差の重要な要因としての移動の実態を解明することができると考えられる。すなわち、持高階層間の結婚率・出生率の格差を説明する重要な要因としての移動率の階

層差であり、また、結婚率・出生率と家の再生産率の階層差を食い違えさせる移動率の階層差である。

宗門改帳では日雇いなど家を離れない就業の場合は記載されることはほとんど皆無であるが、それでも通いの奉公はどうか、ある程度長期の出稼ぎはどうか、どのように記載されているかその実態は未解明である。奉公のように人々が所属する家を離れる場合はほぼ確実に記載されるが、移動として現れるのはそのうちの村を越える場合に（村間移動）のみであろう。ただ、一部の村では現住者（在村人口）とは別に一部の非現住者の他村での奉公、出稼ぎ等を記載する方針をとっている村がある。また、現住者についても奉公人など親族以外の成員として記載されることにより他家から来たことが、ほぼ明らかになる。また、独立して家に住む現住者についても何らかの理由により来住してきたことが書かれている場合がある。

一方、宗門改帳は本来、在村人口についての一時点の静態の記録であるが、人口増加要因としての出入りの人数とその個々の人名などを記載する場合も割に多い。移動の記載は、多くの場合は移動の理由を記載されることがなく、単なる引越としてのみ記載されることが多い。しかし、単なる移動（引越）の記載についても、その先の家において捉えることができれば、どういう移動であったかが確認することができる場合がある。また、移動元の家がある場合その階層などの属性をとらえることもできる。

本研究は島根大学付属図書館所蔵熊谷家文書<sup>(5)</sup>に含まれる文久3（1863）年（一部文久4年）の石見銀山領の村の宗門改帳の全記載内容を対象とし、2年分あるものも含めた。分析対象となる地域人口は文久3年を中心とした一時点でとらえると69村、家7442軒、34,288人である<sup>(6)</sup>。したがって、多年次の資料によって、移動する個人についての背景、結婚など他の事象との関係などを考察することはできず、もっぱら各事例の記述をまとめて分析し考察することになる。

本稿では、まず1.動態事象としての移動全般について検討し、つぎに2.静態として記述された現住者において、家の構成員について家族以外の奉公人、厄介、召仕などと記載された個人について、さらに家についての出職、雇入などの記載された家について分析する。最後に、3.静態の記載のうち、その家に現住していない家成員（非現住者）についての奉公や出職などの記載について分析する。なお、附論において出職に関する文書を紹介する。

## 1. 動態による観察：移動

就業や扶養に関連を持つ可能性があるものとして、移動全般についてまず分析する。宗門改帳は基本的に静態の記録であるが、宗門改帳の帳末に宗門改帳が作成された時点以前の1年間における家および人口の増減数、さらには人口増減要因を出生、死亡、転入、転出などその動態事象に分けた件数の内訳、またその動態事象別に個別の事例についての記載が比較的多く存在する。廣嶋2004に示したように、転入、転出の件数の分かる宗門改帳数（宗門・村数）は145/241=60.2%、人口は30,991/44,003=70.4%であり、転入317件、転出450件、計767件で、人口に対する転入率は1.02%、転出率は1.45%である<sup>(7)</sup>。

この移動（42村町）のうち、動態当事者の記載があるのは347件（21村）で、半分以下に限定されるが、以下ではこれらについて分析する。なお、村内の移動については書かれておらず、すべて村外との転入・転出である。

これらは、「他出」「欠落」「除帳」と記載された行き先不明の各3, 1, 1件を除き、正式の証文を村役人の間で取り交わしたものといえる。また、移動の理由に関しては、たとえば「文久4年石見国那賀郡太田村浄土真宗宗門帳」（文書217）には婚姻のため他出したこと、養子に出たこと、その他の引越が、それぞれ次のように書かれている。

一入作石田友左衛門借屋九平娘たけ去亥御改後浜田領南川登村え入縁仕候

一頭百姓謙吉借屋信助弟辰吉去亥御改後都治本郷え入家仕候

一入作石田友左衛門借屋卯平悴住吉去亥御改後下河戸村え引越申候

この場合それぞれ、「入縁」、「入家」、「引越」の記載で、他出の理由が分かるのである。

引越と書かれたものについては、それ以上の理由は判明しないが、そのかなりの部分が就業に関わる移動のはずである<sup>(8)</sup>。しかし、引越先の家において戸主（家の記載の筆頭人、以下でも同様）との続柄が下男や下女であれば、その引越しは奉公に出るためのものであることがわかるはずである。今回対象とした宗門改帳のすべての引越し先がわかるものについて検討したが、その例は見つからなかった。つまり、このとき奉公人が新たに生じたことは確認できない。逆に、引越および縁組に関わる移動について、出てきた元の家での戸主との続柄が下男下女であるという移動の事例もなく、奉公の解消も認められない。以上のように、この時期において奉公の発生も消滅もかなり少なくなっていたものと思われる。就業に関わる理由として他に「出職」による転入者1件3人が高畑村にある。これについては2.5でも検討する。

また、引越先で「召仕」の発生が1件のみ存在する。「石見国邑智郡祖式村瀬戸組浄土真宗当亥人別書上帳 文久3年」（文書053）の帳末に「他エ出人」として「一松五郎後家うた倅豊太郎大家本郷明恩寺へ引越申候」と書かれている。この豊太郎は、同年の「仁摩郡大家本郷浄土真宗宗門人別改帳」（文書077）で確認すると、持高1石2斗4升余 同宗同村明恩寺（住職与忍）（家125）の召仕（7歳）と記載されている。

逆に、厄介の解消の事例も一件のみ存在する。すなわち、うたは文久3年（40歳）には後地村浄土真宗光善寺（住職誓鎧）の厄介と書かれていたが、文久4年にはもとの村に戻っており、「那賀郡黒松村浄土真宗人別書上帳」（文書204）の帳末に「惣右衛門女房うた後地村y参申候」と記載されている。

奉公・厄介などについては、静態の記載をあとで若干分析する。

これらすべて転入出の記載例総計353件は、移動理由によって縁組（婚姻、離婚、養子）と関わるもの106人と縁組と関わりないそれ以外の引越247人に2区分でき、後者「引越」が2倍以上である。対象地域で縁組総数がどれだけあったかはまだ分からないが、そのうち村を越える縁組が106件であったということになる。このように村間の移動は、縁組によるものばかりでなく、縁組によらない移動が2倍以上もあったことが確認できる。ただし、後述のように村によってその区別は完全ではなく、引越に縁組が一部含まれている可能性がある。

移動の方向は、表1のように、それぞれ引越では、出が153人（62%）、入り94人（38%）で出

の方が多い、縁組でもほぼ同様に61人（58%）が出で、45人（42%）が入りで、出の方が多い。この両方の転出超過は、石見銀山領の村がより経済的に進んだ他地域と交流があったことを物語っているのであろう。性別に見ても同じ関係にあるが、男の方が、転出超過が大きい。縁組でも男女とも転出超過である。縁組は養子なども含むが件数が女の方が多いのは、結婚が夫方居住が一般的であることによるものである。

表1 性別移動種類別移動人数

移動の種類	総数	女	男	不詳
総数	353	210	133	10
引越・出	153	68	75	10
引越・入	94	59	35	—
縁組・出	61	47	14	—
縁組・入	45	36	9	—

これら縁組と関わらない引越が多くの場合就業に関わると考えられ、たとえば、引越とともに借家小作（後述、注12）から高持ちに変化した例もある<sup>(9)</sup>。

表2 石見銀山領の村の地域区分別引越の出・入り人数

引越出先・入元	総数	沿岸	中間	山間
引越・出				
総数	153	110	4	39
1 石見銀山領沿岸	57	56	—	1
2 中間	26	22	1	3
3 山間	29	3	3	23
4 雲州・廣瀬領	8	7	—	1
5 備後・芸州	6	2	—	4
6 浜田領・津和野領	9	7	—	2
7 長州	12	11	—	1
不詳	6	2	—	4
引越・入				
総数	94	54	13	27
1 石見銀山領沿岸	48	43	3	5
2 中間	6	3	1	2
3 山間	24	4	5	15
4 雲州・廣瀬領	6	—	4	2
6 浜田領・津和野領	4	1	—	3
不詳	3	3	—	—

銀山領の村々を沿岸、中間、山間の3地域に区分し（廣嶋2004）、縁組移動を可能な限り除いた引越の出と入りについてみると、表2のように、件数の少ない中間地域を除き、引越の出は沿岸では沿岸（56/110=51%）の村へ、山間では山間の村への出が最も多い（23/39=59%）。また、入りについても同様である（43/54=80%、15/27=56%）。近隣の村への移動が多数で

あることを物語っている。ただし、沿岸地域からは次に中間地域への出22人が多い点が目立つ。銀山を含む中間地域が相対的に人を引きつける地域である事を示している。

銀山領外に対して出るのは35人、入って来るのは10人で、前者が約3倍である。

表3 村別移動の種別人数

地域区分	村番号	村名	総移動率 (%)	人口	移動総数	引越・出	引越・入	縁組・出	縁組・入
		総数	2.47	10,683	353	153	94	61	45
1	4	太田村	5.41	342	37	24	—	11	2
1	11	黒松村	1.48	1,016	30	15	12	1	2
1	12	後地村	2.69	1,506	81	50	23	2	6
1	13	都治本郷	3.69	719	53	13	16	14	10
1	44	上村	2.28	307	7	1	3	1	2
1	48	行垣村	1.66	181	3	—	—	2	1
1	53	大国村尾波組	1.67	299	5	5	—	—	—
1	91	吉浦村	3.29	425	14	2	—	6	6
1	93	福光林村	2.69	186	5	—	—	3	2
1	94	湯里村	0.05	1,896	1	—	—	1	—
2	14	上津井村	3.68	408	15	4	7	4	—
2	47	萩原村	4.37	183	8	—	6	1	1
3	17	八色石村	0.78	258	2	2	—	—	—
3	19	谷住郷村谷組	1.71	351	6	2	3	1	—
3	21	祖式村上ヶ組・瀬戸組	5.18	463	24	14	2	1	7
3	22	祖式村井ノ目組・市組	3.54	424	15	7	3	5	—
3	28	高畑村	4.60	174	8	3	4	1	—
3	29	吾郷村	2.49	722	18	6	10	2	—
3	30	奥山村	1.31	305	4	1	—	2	1
3	37	井戸谷村	2.11	285	6	4	1	1	—
3	41	久保村	4.70	234	11	—	4	2	5

井戸谷村の他出3件は引越・出に入れた。

地域区分は1：沿岸，2中間，3：山間とした。

総移動率は転入と転出の合計を人口で除したもの。

ただし、沿岸地域の太田，黒松，後地，都治本郷の4村は2年分なので，率の分母は人口を2倍した。

祖式村井ノ目組の転入の記載は欠如している。

表3は移動した当事者を記載した移動353件を村別に示したものである。この1年で出214人，入り139人，計353人の村間移動は，21村の人口10,684人に対して，転出率2.0%，転入率1.3%，合計して総移動率，3.3%である。これはさきの移動全件数による転出入率とほぼ同じである。ただし，2年分の移動者数を示した太田，黒松，後地，都治本郷の4村については人口(3,583人)を2倍して計算した。移動理由において引越と縁組はほぼ区別されているが，ただし，いくつかの村ではすべて「引越」と書かれたり，「引越」とは別に「参申候」とのみ書かれ，入縁と記載されていないので，明白な場合を除きこれらをすべて引越に含めたが，その中に入縁の可能性のあるものも含まれているものと思われる。

表4 年齢別種別移動人数

年齢(歳)	総数	引越・出	引越・入	縁組・出	縁組・入
総数	353	153	94	61	45
1—9	22	11	11	—	—
10—19	48	23	16	5	4
20—29	81	15	23	16	27
30—39	47	11	13	10	13
40—49	30	13	14	2	1
50—	20	8	12	—	—
不詳	105	72	5	28	—

移動者353人の年齢は、表4のように転出の場合とくに判明しないことが多く不詳が多いが、転入の場合はほとんどの場合、転入後の家が存在するので、その家の成員としての記載によってほとんどの場合判明する。年齢が判明する事例に限定されるが、引越で転出する場合、10代が最も多い。これに対して、引越の転入は20代が多い。ここに、移動者のある部分が引越によって出たあとまた何年後かに戻ってくるのが現れているのかも知れない。

この移動者353人には名前や家の属性（誰々借家、戸主名など）が記載されているため、移動元の家の持高が多くの場合判明する。とくに移動者が家の一部の成員であって家がまだ村に残っている場合はほとんどが判明する。これを用いて持高階層別に移動率を検討する。人口あたりの移動発生率を移動の理由と方向別に4区分して持高階層別に見ると、表5および図1のように階層間で明らかな差がある。縁組に関係しない引越は出、入りとも無高が最も高く（1.36%、0.89%）、1石未満がほぼこれに次ぐ（0.76%、0.63%）。そこに底辺層における生活の不安定さが現れているものと考えられる。10石以上の最上層の高さ（0.90%）は特徴的で、中間層の5—10石層が最も移動率が低いこと（0.31%、0.21%）は興味深い。なお、引越には縁組に関係するものが一部含まれている可能性があるため、これらを合計した転入、転出の率を図1—1に掲げておく。10石以上層の移動の出の高さが際だっている。

縁組による転出入は本稿の本題ではないが、参考のため触れておくと、その発生率の階層差は大きくないが、10石以上層の村外への婚出率（0.90%）の高さは他層に比べ際だっている。この層の婚姻圏の広さを示すものであり、逆に5—10石層の縁組転出の少なさ（0.21%）はこの層の村内婚の卓越によるものであろう。

なお、持高不詳についての移動率が高いのは移動者の持高の情報が不完全であるためであり、上記の大勢に影響はないといってよい。

上記のように無高と1石未満層とを比較したとき前者の移動率とくに転出率が高いことは廣嶋2009bで予想した無高の家の再生産率が低いことの原因を示すもので、重要な結果であるといえる。しかし、この移動は何のための移動であり、なぜ無高でもっとも多いのであろうか。これが次の課題である。

また、全般的にみて、持高と移動率はおおむね反比例し、下層における生活の不安定性を示しているものと考えられる。しかし、10石以上層の移動率は1—5石、5—10石層より高く完

表5 持高別種別移動者数および移動率

持高	人口	総数	引越・出	引越・入	縁組・出	縁組・入	転出計	転入計
総数	14,267	353	153	94	61	45	214	139
無高	6,625	204	90	59	31	24	121	83
1石未満	3,308	62	25	21	9	7	34	28
1-5	2,600	39	11	7	11	10	22	17
5-10	974	9	3	2	2	2	5	4
10石以上	555	12	5	2	4	1	9	3
不詳	205	27	19	3	4	1	23	4
	移動率(%)							
総数		2.47	1.07	0.66	0.43	0.32	1.50	0.97
無高		3.08	1.36	0.89	0.47	0.36	1.83	1.25
1石未満		1.87	0.76	0.63	0.27	0.21	1.03	0.85
1-5		1.50	0.42	0.27	0.42	0.38	0.85	0.65
5-10		0.92	0.31	0.21	0.21	0.21	0.51	0.41
10石以上		2.16	0.90	0.36	0.72	0.18	1.62	0.54
不詳		13.17	9.27	1.46	1.95	0.49	11.22	1.95

2年分の移動の資料がある村の人口は2倍して示す。

図1 持高階層別村外の引越、縁組移動率

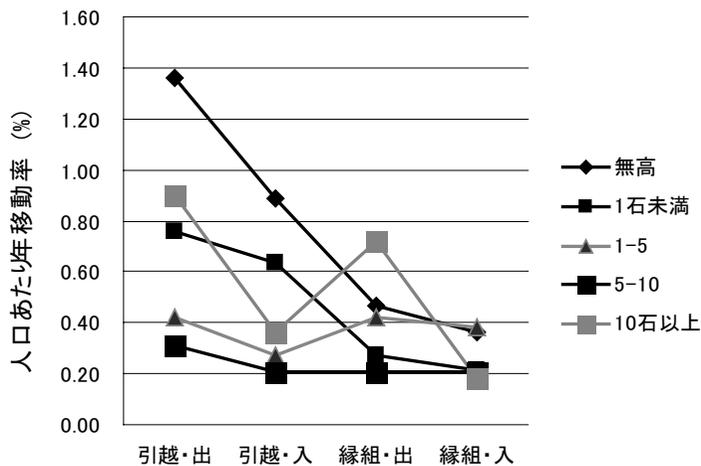
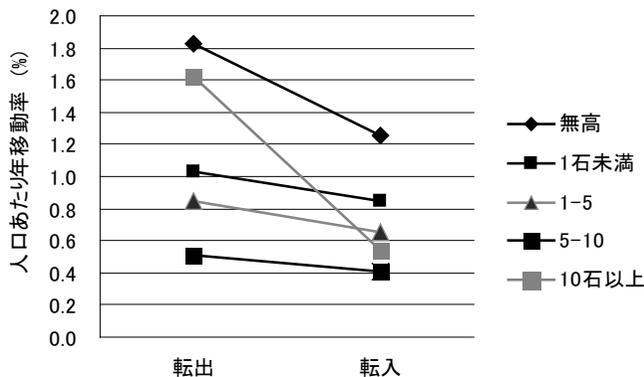


図1-1 持高階層別村外移動率



全に反比例していない。また、移動率の高さは結婚を遅くし結婚率を下げるものと考えられるが、実際に結婚率の差がどの程度移動率によって説明できるのだろうか。これらの疑問は移動の内容を明らかにしないと解くことができない。

表5-1 持高別引越の移動形態

移動形態	総数	無高	0-1石	1-5	5-10	10石以上	不詳
引越・出総数	153	90	25	11	3	5	19
全員(うち1人)	82(5)	56(3)	7	7	—	—	12(2)
部分	68	34	18	4	3	5	4
不詳	3	—	—	—	—	—	3
引越・入り総数	94	59	21	7	2	2	3
全員(うち1人)	40(3)	28(3)	10	—	—	—	2
部分	54	31	11	7	2	2	1

このため、その一助として、表5-1に移動形態を全員移動と部分移動に分けて示している。全員移動とは家の全成員が転出してしまうこと、また家に(無人のところに)全員が転入することを指す。部分移動とは家の成員を残して一部の成員が転出すること、また家にすでに成員がいるところに新たな成員が転入することを指す。全員移動の転出とは、いわゆる挙家離村といわれるものを含むが、ここでは単に村の間の移動をするものが多い。部分移動による転入は家の拡大をもたらすが、部分移動による転出は家の縮小をもたらす、家の縮小、家の再生産率の低下をもたらすと考えられる。これに対して、全員移動は家の再生産率には影響しないと考えられる<sup>(10)</sup>。この表では、ほとんどが部分移動に限られる縁組に関連する移動を除き、引越に限定しているが、先に述べたように縁組に関わる移動が完全には除かれていないと見られる。

総数で見ると、転出は部分移動(68人)にくらべて全員移動(82人)が多いが、転入は部分移動(54人)の方が全員移動(40人)より多い。このことが、この地域の転出超過に繋がっていると見られる。また、部分移動では、転出(68人)が転入(54人)より多く、おおむね全体として、移動によって家の規模縮小が引き起こされているといえる。階層別に見たとき、全員移動の転出は1-5石層以下で存在するが、転入では0-1石以下でしか存在しない。無高層において全員移動の移動とくに転出が多いことが目立っている。0-1石層にも全員移動の転出がある(7人)が、無高層(56人)と比較すれば、格段の差がある。なお、表5に示すように、0-1石層の人口は無高層の人口の半分である。このように全員移動の転出率の低さに見られるように、わずかな高持ちであっても無高層との決定的な差が現れていると思われる。

では、無高借家層における全員移動が多いのはなぜだろうか。無高層における全員移動には様々なものがあるはずであるが、そのうち借家間の移動というものがある。以下は転入からみた例であるが、たとえば以下のように記載されている。ただし、元の借家と新借家の地主名が明確に書かれた例は多くなく、多くは記載が不完全である。

「那賀郡都治本郷浄土真宗門帳 文久3年」(文書155)

一後地村又右衛門借屋y亀吉家内六人当村寅治郎借屋引越申候

一波積本郷神主胎前借屋y安太郎家内四人当村善一郎借屋引越申候

この無高借家については後述する（注12）が、その小作条件が移動率を高める要因であると考えられる。そして、その小作料、地味、耕地規模など様々な要因によって移動が行われたのだろう。

しかし、こうした家成員全員の移動では家の規模の細分化には繋がらない点に注意しなければならない。全員移動を除いた部分移動の転出は、表5-1によれば、無高層は34人、0.51%、0-1石層では18人、0.54%と、移動率がほぼ同じで無高の移動率が高くないが、部分移動から縁組に関する移動を完全に取り除くのは困難であるので、純粹の部分移動の発生率を階層別に厳密に比較するのは今のところ困難である。

なお、持高階層別に引越・出の移動先地域を見ると、無高層においては引越・出の移動先は銀山領外が高持層比べて、遙かに多く、無高層からより多くの移動者が出職人などとして遠方に出ていたことがわかる（廣嶋2011）。

以下、さらに移動に関係する静態からの観察によって考察する。

## 2. 静態による観察： 現住者の就業と扶養の関係

この地域の宗門改帳は原則として現に村に居住する人々（現住者）のみが記載され、現時点で居住していないが籍があるという人も記載する本籍地主義をとっていない。現住者として記載された人々には、一般に戸主（筆頭者）との続柄が書かれている。ここに戸主の親族ではなく雇用や扶養の関係を持つ家成員として、下男、下女、下人、厄介、寺内、召仕と記述されたもの、およびそれらの親族も記載されている。また、これとは別に家そのものに就業や扶養に関する記載がある場合がある。これらの総件数は表6のように、184件、同居の家族67人を含めると251人である。251人はこの地域の人口34,288人の0.73%にあたる。このようにその割合はきわめて小さい。

表6 戸主との続柄別現住者数

戸主との続柄	総数	本人	同居家族
総数	251	184	67
下男	62	47	15
下女	42	40	2
下人	33	8	25
寺内	10	10	0
召使	4	4	0
厄介	72	65	7
雇入	19	7	12
出職	9	3	6

就業と扶養に関わる非親族の現住者のもっとも主要な形態は、下男・下女（奉公人）(87人)と厄介（65人）であるといえる。以下、順に分析する。

## 2.1 奉公人

奉公人は、石見銀山領においても、たとえば忍原村で1818年の7人から1865年1人までほぼ一貫して減少してきた（廣嶋2009a）ように、幕末において大幅に減少し、この1863、4年の状況は奉公のもっとも衰退した段階を示しているものと考えられる。

下人は1人（3歳）を除きすべて独立した家として書かれているのに対して、下男・下女は独立せずすべて家の一員となっている。このことは下男・下女に自分の家族がいる場合も同様である。下人については2.2で触れるが、表9,10に含める。

表7 奉公先の種類（持高）別家軒数および下男・下女数

種類・持高	家軒数	人数(1)
総数	44	87
寺	20	43
1-5石	1	1
5-10	2	2
10-(2)	10	19
借家無高(3)	2	2
家屋敷持(4)	4	9
神社(5)	3	3
その他(6)	2	8

注(1) 人数は下女、下男の人数。

(2) うち最大は、162石（大国村安井善二郎）。

(3) 大森町熊谷三左衛門借家2軒。

(4) 大森町勘助、弥右衛門、金作、見達。

(5) 大森町禅宗橋本伊豫守、石崎讃岐守各1人。大田北町筑前1人。

(6) 大田組家屋敷2人、国造家雑掌6人。

下男・下女の奉公先を見ると、表7のように、寺が20軒、43人で奉公先総数44軒、87人の約半数を占めている。続いて10石以上の上層農民で10軒、19人となっている。その他、大森町の借家（商家などの町家）、神社などが奉公先となっている。奉公について大森町では「奉公稼」と記載されている。宗門改帳の対象は武士を含んでおらず、したがって、武家奉公はここに存在しない。

表8 家族規模別下男下女およびその家族の人数

家族規模	下男・下女総数	下男	下女	その家族
総数	87	47	40	17
6	1	1	0	5
4	2	2	0	6
3	2	2	0	4
2	2	0	2	2
1	80	42	38	0

下男・下女87人のうち家族がないものが大多数（80人）であるが、7人（下男5人、下女2人）にはその家族合計17人がいる（表8）。

下男・下女・下人の年齢分布は表9のように広い範囲に渡っており、多様な奉公人が存在す

るものと考えられるが、女では10代後半、男では20代前半に山があり、多くは結婚前の一時的な状態であるものといえる。また、32歳まで有配偶のものはいない（表略）。その意味で、奉公は結婚年齢を上げる効果をもっていたといえるかもしれないが、奉公自体が極めて稀になっているので、入れ替わりが盛んであるとしても、奉公を多く出す階層の結婚年齢が高いことに対する奉公の影響というような階層全体に対する直接的な影響はあまり大きくないだろう。

表9 下男・下女・下人の年齢分布

年齢	総数	女	男
	95	40	55
総数	100.0	100.0	100.0
4—9	1.1	0.0	1.8
10—14	5.3	2.5	7.3
15—19	16.8	30.0	7.3
20—24	18.9	17.5	20.0
25—29	10.5	12.5	9.1
30—34	9.5	5.0	12.7
35—39	6.3	0.0	10.9
40—44	4.2	2.5	5.5
45—49	6.3	5.0	7.3
50—54	6.3	7.5	5.5
55—59	7.4	10.0	5.5
60—64	2.1	5.0	0.0
65—69	1.1	2.5	0.0
70—74	2.1	0.0	3.6
75—79	2.1	0.0	3.6

下男・下女87人および下人8人。

下男・下女・下人（奉公人）は表10のように、69村中27村で、約半数近い村に存在し、半分以上で存在しない。奉公人が村の人口に占める割合をみると、とくに高いのは片山村であるが、その下男・下女8人はすべて浄土真宗西福寺（住職大善）にいるものである。片山村を除けば、奉公人が村の人口に占める割合は大森町が最大で、3.5%である。川合一宮領の下男・下女6人はすべて国造家雑掌（真言宗静間村金剛山檀那）主膳の家のもので、神社領の年貢などの事務に雇われていたものと考えられる。つまり、奉公人は一部の小さな村で寺の比重が大きくなる場合を除けば、やはり町場の商店などに多く存在したものといえる。これらの奉公人を出している家の状態についてはあとで別に検討する。これらの奉公人とは別に、日雇がいたはずであるが宗門改帳では確認がむずかしい。なお、大森町については存在する浄土宗宗門改帳の人口のみについてのもので、町の人口の多数を占める浄土真宗が欠落している。

表10 村別下男・下女・下人数と人口割合

村番号	村名	総数	下男	下女	下人	村人口	割合(%)
	総数	95	47	40	8	34,310	0.28
2	川合・一宮	6	3	3	—	200	3.00
3	太田北	4	1	3	—	776	0.52
5	八神	2	1	—	1	441	0.45
6	上河戸	3	2	1	—	353	0.85
8	市	6	1	—	5	577	1.04
9	長良	1	1	—	—	467	0.21
10	渡津	2	2	—	—	2,109	0.09
13	都治本郷	5	3	2	—	719	0.70
14	上津井	1	—	1	—	404	0.25
15	那賀畑田	1	1	—	—	408	0.25
17	八色石	2	—	—	2	258	0.78
19	谷住郷・谷	3	1	2	—	351	0.85
20	谷住郷・住郷	7	6	1	—	1,442	0.49
22	祖式・井の目組・市組	1	1	—	—	426	0.23
25	川下谷戸	2	1	1	—	679	0.29
29	吾郷	2	1	1	—	720	0.28
32	京覧原	1	—	1	—	186	0.54
38	片山	8	5	3	—	111	7.21
41	久保	2	2	—	—	235	0.85
48	行恒	1	1	—	—	181	0.55
54	大国上	3	1	2	—	642	0.47
55	大国	8	3	5	—	2,056	0.39
59	三久須	1	1	—	—	321	0.31
61	大森	16	3	13	—	463	3.46
63	温泉津	1	1	—	—	1,662	0.06
92	波積南	2	2	—	—	640	0.31
95	浅利	4	3	1	—	1558	0.26

村人口は使用した宗門改帳の村人口。上記27村の他の42村は奉公人が0である。

表11 村別奉公人の出身村名

奉公人のいる村・町	人数	奉公人の出身村名
総数	37	
京覧原	1	久喜原
川合・一宮	6	川合一宮領4, 川合, 用田
太田北	3	刺賀, 谷住郷住郷, 東用田
大国	8	仁万3, 大国5
大国上	3	大国上2, 天河内
大森	16	久利, 銀山2, 吾郷, 黒松2, 佐麻下組, 佐麻上組, 上, 浅利, 大田南, 大国, 大森2, 津和野領日貫, 渡津

奉公人87人のうち、出身村名が書かれている37人について、その村名を書き上げたのが、表11である。大森町には銀山町を含む13の村から16人の奉公人が来ているのが分かる。なお、扱っ

ている宗門改帳には銀山町のもが含まれていない。

表12のように、奉公先別に奉公人の出身村情報の記載の有無を見ると、奉公先が寺の場合ほとんど村情報がないのに対して、高持ち百姓の場合は多くに村情報があり、町家の場合はすべてに村情報がある。宗門改帳には奉公の種別についての記載はまったく見られないが、上述のように奉公先の種別と村情報の有無とが関係があることは、奉公先によって奉公の期間など契約内容に差があることを意味していると思われる。村情報の記載がある方が出身の村とのつながりが強いことを示し、したがって奉公の期間が短いことを示すものではなかろうか。寺の奉公は期間が長期のものであろう。

表13のように、奉公先によって奉公人の性別には明瞭な差がある。寺では男が女の3倍であり、高持ち百姓では女の方が多く(13:9)、町家奉公ではほとんど(11/13)が女である。ここにも奉公先によって奉公の種類・期間が異なることが表れているものと思われる。

表14のように、奉公先の種別に奉公人の年齢を見ると、寺では30代前半、50代後半に頂点があり、中年が多いのに対して、高持ち百姓では10代後半に頂点がありかなり若い。さらに町家奉公では10代後半に頂点があり、30代以上は存在しない。ただし、寺では10代前半も存在し年齢は幅広い。

以上のように、町家奉公は年少者で、女性中心であることに特徴がある。年齢分布が若いことは奉公の契約期間がおおむね短いことを意味すると思われる。

奉公人の出身の村・戸主の情報が書かれている場合は33件(村名のみは37件)、書かれていない場合は54件で、書かれていない場合の方が多い。戸主の記載がある33件は、その村の宗門改帳が残存せず確認できない16件と、その村の宗門改帳が本研究の資料に含まれている17件に分かれる。

これら17件について奉公人の家の記載を確認してみると、奉公に出ていることが元の家の外書きとして記載されている7件、記載がなく矛盾のない2件、記載があって二重記載となっている8件(ただし、そのうちの1件は確認できる年次が1年ずれているので実際は矛盾していないのかもしれない)の3つの場合に分かれる。このように矛盾のない記載が9/17で半分以上であるとはいえ、二重記載も多い。その理由として、作成が杜撰であるからかもしれないし、あるいは奉公の実態を反映しているのかもしれない。二重記載8件のうち、名前が1字違うのが3件、歳が違うのが1件、戸主の交替が反映されていない1件など、おそらく出身村に伝わった情報が正確ではないものと考えられる<sup>(11)</sup>。二重登録になる8件のうち4件については川合村一宮領国造家雑掌主膳の家の例で、そこには6人の下男下女がいるが、そのうち4人は同じ川合村一宮領に出身の家があり、その家の成員としても記載され、そこには奉公に出ていることがまったく書かれていない。つまり、両方の家に属していることになる。この記載は同じ宗門改帳作成者によって行われているはずであり、意識的に書かれているものとも考えられる。

表12 奉公先の種別出身村情報の記載の有無

奉公先種別	村情報		
	総数	無	有
総数	87	50	37
寺	43	42	1
神社	3	1	2
高持百姓	22	7	15
町家	13	0	13
国造家雑掌	6	0	6

表13 奉公先の種別奉公人の性

奉公先種別	総数	女	男
総数	87	40	47
寺	43	10	33
神社	3	3	0
高持百姓	22	13	9
町家	13	11	2
国造家雑掌	6	3	3

表14 奉公先種別奉公人年齢

年齢（歳）	総数	高持百姓	寺	町家	国造家雑掌	神社
総数	87	22	45	13	6	3
11—15	5	2	3	—	—	—
16—20	21	9	4	7	1	2
21—25	13	5	5	2	1	—
26—30	8	—	4	4	—	—
31—35	11	2	8	—	1	—
36—40	3	2	1	—	—	—
41—45	1	—	1	—	—	—
46—50	7	1	5	—	—	1
51—55	5	—	4	—	1	—
56—60	6	—	6	—	—	—
61—65	2	1	1	—	—	—
66—70	1	—	—	—	1	—
71—75	2	—	2	—	—	—
76—80	2	—	1	—	1	—

このような記載は通いで下男・下女となっていることを意味しているのかもしれない。速水1992 (p.258) は西濃西条村でこのような両方の家に書かれている場合についてそう書いている。

出身の家の外書きに奉公の記載がある7件（大国村5件，大国村上組2件）はすべて，自村内へ奉公に出ている場合である。大国村出身で大森町への奉公1件については，この外書きがない。したがって，家の外書きで奉公先が書かれているのは情報の得やすい村内の奉公のみに限られているといえるのかもしれない。

## 2.2 下人

下人は下男、下女と異なり、家内下人3歳1人を除き「誰々下人」と肩書きがあり別の独立した家として書かれている。これとは別に「誰々借家」は同じ地主誰々に存在し、下人が借家とは別の存在であるといえる<sup>(12)</sup>。

実際、2年連続して宗門改帳が存在する市村において、この2つの年次の間に借家から下人に変化した例がある。たとえば、「那賀郡市村浄土真宗宗門御改帳」(文書209)の高持百姓 弥七郎(59歳)の家(家38,高2.213石)には文久3年においては家内に下人・奉公人が存在せず、同年同村に「弥七郎借家」が真宗3軒、浄土宗1軒、禅宗1軒、計5軒が存在する。しかし、文久4年(文書178)にはそのうち亀吉については、弥七郎借家から「弥七郎下人」に変わった<sup>(13)</sup>。この家内下人でない下人は、借家小作人より従属性の強い(労働提供の義務のより大きい)ものだろう。

下人はすべて7人(7軒)が独立して書かれる家になっているが、すでに述べたように、ただ1件の例外として家の中の下人3歳1人がいる。これは八色石村浄土真宗専光寺(持高0.585石)の例で住持一雲37歳、坊守(妻)32歳、娘8歳、弟子22歳に続いて下人、多助3歳が書かれ、5人の家となっている(文書140,家33)。これは生まれつきの下人として受け入れられてきたものと考えられる。これを例外として、他はすべて、下男・下女と異なり、下人は独立した家として書かれていることに特徴がある。したがって、奉公人よりは借家小作に近いものと推測される。

下人8人はすべて男で、年齢は上記1人のほか20代2人、30代4人、40代1人で、比較的若い。既婚または有配偶が4人と半数であり、上記多助以外、同居家族がすべていて、計25人にのぼる(表6)。

## 2.3 厄介

つぎに、奉公人に続いて多数を占める厄介について検討する。表15のように厄介(役介、厄界)は同記60件と別記5件とがある。同記とはある家を構成する一員として記載されている場合で、別記とは独立した家として書かれている場合である。さらに同記の場合、誰々厄介というものとただ厄介と書かれたものがある。これに対して、別記の場合は当然誰々厄介という肩書きが書かれた独立の家ということになる。このようにほとんど60/65=92%が同記であり、別記は例外的であるといえる。なぜ別記されるのか、檀那寺が別のためとも考えられるが、別寺で同記は多数あるし、同記のもので別宗派も1件ある。別記として厄介が書かれる理由はよく分からないが、年齢とか同居の厄介の有無などからみた独立性によるものかもしれない。ただし、家族持ちは3例(同記1例、別記2例)のみで、それぞれその家族規模(厄介自身を含む)は4人および3人で、厄介で配偶者がいるのは同記の一件のみである。

表15 記載方法，家族規模別厄介人数とその家族

家族規模	総数	同記	別記	その家族
総数(人)	65	60	5	7
4	1	1	0	3
3	2	0	2	4
2	0	0	0	0
1	62	59	3	0

同記：厄介先の家の一員として書かれている。

別記：「誰々厄介」の肩書き付きで独立した家として書かれている。

家族規模には厄介自身を含む。

表16 性・年齢別厄介人数

年齢	総数	女	男
	65	33	32
総数	100.0	100.0	100.0
4-9	13.8	9.1	18.8
10-14	7.7	12.1	3.1
15-19	10.8	3.0	18.8
20-24	15.4	15.2	15.6
25-29	9.2	12.1	6.3
30-34	6.2	0.0	12.5
35-39	9.2	12.1	6.3
40-44	3.1	3.0	3.1
45-49	7.7	6.1	9.4
50-54	3.1	3.0	3.1
55-59	7.7	12.1	3.1
60-64	1.5	3.0	0.0
65-69	0.0	0.0	0.0
70-74	0.0	0.0	0.0
75-79	3.1	6.1	0.0
不詳	1.5	3.0	0.0

うち、別記5件の年齢はそれぞれ17, 18, 21, 34, 56歳で、女は56歳のもののみ。

厄介を性・年齢別に見ると(表16)，男の4-9歳，15-24歳，女20-24歳が目立つが，女の60代，70代にも存在し，家の一員として労働しないわけではないだろうが，主に保護される立場であったものと見られる。

興味ある二重記載が1件ある。「大田北村浄土真宗宗門改帳」(文書002) 大田南村正藏坊旦那の嘉太郎貸屋 吟平53歳の8人の家(家42) 構成員の最後に「当時家なし 大田南村蓮生寺旦那」と書かれた「厄介 もと」72歳は，同じ宗門改帳に一軒(家131メ壺人女)「当時家なし嬢」 「北村 吟平方へ奉公罷在候」としても記載されている。この記述をそのままに受け取ると，通いの奉公でかつ厄介であったのだろうか。

表17 階層別厄介先軒数および厄介人数

持高	厄介先軒数	厄介人数
総数	41	65
無高*	19	23
—5石**	12	17
5—10	1	1
10—	2	2
神社***	1	1
寺	5	20
不詳	1	1

\*無高借家のうち、以下2軒にはそれぞれ厄介が2,4人いる。

平田佐左兵衛借家、留五郎借屋。

\*\*別記4軒,4人を含む。

\*\*\*大森町禪宗後藤豊前。

厄介の属する家の属性を見ると、表17のように無高借家が半数近くあり、5石未満層12軒を加えると、 $31/41=76\%$ が下層農民の家である。奉公と異なり、基本的に対価を伴わないと思われる厄介という地位が、家や親族の間での相互扶助という性格を持っていることが示されているといえよう。また、寺では5軒に20人と、まとまって厄介を抱えている点も困難な家族の庇護という性格を示していると思われる。寺の厄介のいる村は、下河戸、後地、九日市、三久須の各村である。

厄介65人のうち13人に別株と書かれており<sup>(14)</sup>、厄介が別株である割合は2割とかなり高い。また、65人中、姪5人、甥5人、女房妹1人、従弟3人、親戚計14人で、両方である6人を除き、21人が親戚または別株という関係にある。また、寺の厄介20人はすべてこれらの親戚ではない。したがって、厄介には親戚関係のない寺の場合と親戚・別株のもの、それ以外24人の3種があるといえる。

## 2.4 寺内・召仕など

以上の他に家構成員として、表18のように、寺内10人、召仕4人計14人がいる。寺内は乙原村（文書122）と渡津村（文書222）の2村のみにあり、それぞれ寺2軒（浄土真宗香勝寺、浄土真宗長徳寺）に、各4人、6人、計10人がいる。芳太17歳、さた3歳、久米太14歳、平兵衛50歳の4人および富十49歳、ひち42歳、栄蔵34歳、しけ51歳、東蔵51歳、きく49歳の6人である。後者の渡津村長徳寺の寺内は記載順からみて夫婦の可能性もあるが、そのような記載はない。

召仕4人のうち、2人は大家本郷村（文書077）の2つの寺、浄土真宗浄土寺および名円寺に1人ずついる。それぞれ、「難洪門徒ニ付秀雄召仕」61歳、「難洪門徒ニ付恵内召仕」52歳と書かれ（秀雄、恵内は住職の名前）、厄介に近いものと思われる。福祉機能として高齢者に仕事を与えたということの意味するのだろう。

この3村には厄介のいる寺はなく、乙原村、渡津村、大家本郷の真宗の寺の寺内と召仕とは、

他の村の寺（真宗でも）なら下男，下女，あるいは厄介にあたるものではなかろうか。なお，渡津村の禪宗福城寺には下男がいる。

召仕の他の2人は，いずれも大森町の屋敷家持あるいは家屋敷持と書かれた2つの家（102, 103）にいる。1つの家では，召仕19歳に下男16歳，下女3人（22, 19, 29歳）がおり，もう1軒では，召仕21歳に下男22歳，下女2人（23, 18歳）がいる。どちらも商家と想像され，召仕は下男たちの番頭のようなものと考えてよいのかもしれない。したがって，寺の召仕とは異なるものと思われる。

表18 村別，寺内，召仕人数

種類・村	総数	寺内	召仕
総数	14	10	4
寺			
乙原	4	4	—
渡津	6	6	—
大家本郷	2	—	2
屋敷家持			
大森	2	—	2

## 2.5 出職・雇入

現住者の状態として「出職」と書かれているものは表19のようにわずかに高畑村1件，大森町2件，合計3件である。この出職は，3. でみるように，家族の一部を残して働きに出ることを意味するらしいが，このように記載された例はきわめて少ない。

「文久3年高畑村浄土真宗宗門改書上帳」(文書137)の例は，宗門改帳本文の最後の家（家43）として，「真宗大田村常見寺旦那 居村信蔵同居 大田村y出職 市郎兵衛 三十四才 市郎兵衛娘 せい 九才 同人娘 りん 七才 メ三人内壻人男二人女」と書かれている。帳末には，他y入人として「一居村信蔵同居市郎兵衛家内三人南大田村y出職仕候」とあるように，この年に転入してきたもので，新来者として本文の最後に書かれたようだ。借家小作の契約が成立する直前の状態なのだろうか。信蔵はこの村の持高5.467石の地主（家37）で，真宗の借家2軒を持っている。出職は家族の一部を残して働きに出るものと考えられるが，市郎兵衛には妻が記載されておらず，（南）大田村に妻などを残しているのかもしれないが，大田村には同じ真宗旦那寺（常見寺）の家は存在しなかった。南大田村の宗門改帳はない。

大森町（文書46）の元吉同居 鶴次36歳 倅亀吉4歳2人（家79）について「メ式人男」のあと，「此もの湯里村y出職罷在候」と書かれている。湯里村浄土宗（文書099）専念寺旦那の家は29軒あり，どれかから分かれてきたとも考えられる。大森町（文書48）の萩原村岩助貸屋 利助63歳は女房56歳と孫2人を連れ一家4人（家17）「メ四人」のあと「此もの浜田領長沢村y出職罷在候」と書かれている。やはり子世代が欠けた分離した家のように見えるが，長沢村の宗門改帳はないので確かめられない。

これらの記載は雇用先の多い町場である大森町であるから管理の必要上，記載されているも

表19 出職および雇入の雇先別の軒数、人数

雇先	軒数	雇入軒数	雇入人数
総数	5	10	28
出職			
大森町岩助借家	1	1	4
大森町元吉同居	1	1	2
高畑村信蔵同居	1	1	3
雇入			
鑪(1)	1	4	9
鍛冶屋(2)	1	3	10

出職は実際は入職である。

注(1) 井戸谷村栃野木鑪, (2) 長藤村源田山鍛冶屋

のと見られる。大森町のもっと人数の多い浄土真宗の宗門改帳があれば、もっと出職の記載があるだろう。これらは自分で商店などを経営するか、独立した雇用者世帯であると推察される。

以上、3例は例外的に記載されたもので、他の村でも同様な出職という就業のための転入した家が存在するとみられるが、その旨記載されることがないのが普通と考えられる。第3章で見ると、非現住者の出職の出身村における記載は9件、13人あり、こちらの方が多い。このように出職として家が分離して他村稼ぎに出て分離した世帯を形成するということが無高層など下層の移動率の高さをもたらし、成員の少ない家を生んでいるひとつの理由と考えられる。出職について附論において別の資料による検討を行う。

「雇入」は、たたらと鍛冶屋(文書147)にそれぞれ4軒、3軒、計7軒の家について書かれている。井戸谷村栃野木鑪の山内では、10家族46人の「外に」として、年齢が書かれていない4家族9人が記載されていて、「右者当分雇入候ニ付別紙寺請状受取置申候以上」とあり臨時雇いの労働者家族と見られる<sup>(15)</sup>。また、長藤村源田山鍛冶屋の山内には6家族20人の他、全く同じ記載方法で3家族10人が書かれている。

この宗門改帳群にはもうひとつ川下村瀬尻 鉄山師清次郎というたたら場の宗門改帳(文書225)があり、そこには4つの家(14人)が書かれているが、雇入の家は書かれていない。近世後期にたたら場や鍛冶場の山内においては山内労働者が不足し労働者の引き抜きもあったとされている(相良2009)。

## 2.6 欠落

欠落とは正規の手続きを経ずに村から姿を消すことで、その発生後180日の捜索が行われたあと、永尋か除帳の処理が行われる。宗門改帳においてはその発生が宗門改から見ていつかによって3つの現れ方をする。すなわち、第1に宗門改帳作成直後である場合、第2に今回の宗門改の以前で180日未満である場合、第3に180日以前である場合である。第1の場合は、帳面作成後の発生を示す本文中の名前への貼り紙、第2の場合は、帳末に村の人別や増減要因の後に「外に」として尋中、第3の場合は村人口の減少要因としての除帳処理として記載される。第1、第

2は欠落発生後の探索中の状態の記載であり、第3は今回宗門改以前における欠落の発生および除帳という動態の記載である。第1と第2のものは、探索されない場合（ほとんどがそうであろう）翌年の宗門改では除帳と処理される<sup>(16)</sup>。貼り紙は、帳面に名前が記載されているが、実際にはいないことを意味し、欠落を含めた数が村の人別とされ、このまま奉行所に提出されたものである<sup>(17)</sup>。

第1の貼り紙は、今回の宗門改の帳面ができあがって（2月末）以後3月中の奉行所提出前に発生したものであるから、2、3月中の約1ヶ月間に発生したものと見える。第2の尋中の記載は今回の宗門改から180日前までに発生したものであり、第3の除帳処理はおよそ前回の宗門改以後180日以内に発生したものである。したがって、その量の比率は理論的には1：6：6になるはずである。しかし、実際の宗門改帳の記載はそれぞれ、貼り紙9件、帳末尋中3件、帳末除帳2件計14件である（表20）。第1の貼紙は、この間に現実に欠落が発生した限り、この処理をしないと村の現実の人口と合わなくなるから、かなりの程度間違いなくこの処理が行われたものと考えられる。第2の尋中は、本来帳末に明示すべきものであるが、村の人口とはすでに関係なくなっているので記載しない村も多いと見られる、第3の除帳の明示もほぼ同様だろう。実際、欠落の記載（貼り紙または帳末）が翌年どうなっているかを確認できるのは、2年分の宗門改帳がある場合に限られ、貼り紙の場合の3件（温泉津村1件、浅利村2件）だけであるが、2年目にはすべて貼り紙も帳末の記載もなく、宗門改帳からまったく消滅している。つまり、除帳と明記されずに、失人の一部として処理されているといえる。

したがって、1年間の欠落の発生数は上記の比率により貼り紙数の約12倍であるから、 $9 \times 12 = 108$ 人と推定される。つまり、人口44,003人に年間110件、人口あたり年0.2%程度欠落が発生していたと見られる。これはこの地域の3村（人口約600人）の1769-1821年、52年間の115人、年0.37%の例（山岡1954）に比べてやや低い発生率と思われる。

表20 戸主との続柄、家成員数、持高別欠落件数

戸主との 続柄	家成員数							高持(1)	借家	寺(2)
	総数	1	2	5	6	9	10			
総数	13	4	3	2	2	1	1	3	9	1
戸主	7	4	1	1	1	—	—	—	6	1
悻	3	—	1	1	1	—	—	2	1	—
兄	1	—	—	—	—	—	1	—	1	—
妹	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—
伯父	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—

帳尻の1件（湯里村浄土宗）には上記の情報が一切ないので総数から除外した。

注（1） 悻1件は13.1石。（2）松代村禅宗甘露寺。無住になった。

家成員数には欠落を含む。

欠落の戸主との続柄を見ると、表20のように7/13=54%が戸主で、戸主がもっとも多いのが特徴である。このうち4件は、家成員1人で、残る家成員がいない。残る3人は家族持ちである。欠落の出た家の階層は、借家が9件で最も多いが、高持ち、寺も含まれている。

このような家族を残しての欠落の存在や欠落の発生後の規則的な除帳から考えて、欠落の多くは単なる出稼ぎの性格をもったものと考えてよいように思われる<sup>(18)</sup>。

### 3. 静態から見た雇用—非現住者

宗門改帳の本文の家あるいは帳末の外書きとして、現に居住していない人（非現住者）の情報が例外的に書かれている場合がある。そのうち、就業に関係があると見られるのは、奉公13人、出稼20人、出職13人、手伝4人、計50人で、記載されているのは11村に限られる。これを村別に示すと、表21のようになる。以下、これらについて分析する。

表21 村別、種類別就業関連の非現住者数

	総数	奉公	出稼	出職	手伝
総数	50	13	20	13	4
3 大田北	4	1	—	3	—
4 太田	1	—	—	1	—
10 渡津	3	—	—	3	—
33 大林	2	—	1	1	—
37 井戸谷	23	—	19	—	4
41 久保	1	1	—	—	—
51 鬼	2	—	—	2	—
54 大国上	2	2	—	—	—
55 大国	6	5	—	1	—
60 小濱	2	1	—	1	—
61 大森	4	3	—	1	—

#### 3.1 奉公

奉公は奉公先の家の成員となる点で出稼、出職と異なるもののはずである。奉公の出の記録は表21のように、わずか13件であり、記載のあるのは6つの村に限られている。しかし、2. でみた奉公人の数87人から考えても、他の多くの村ではこのような事例が存在しないのではなく、ただ単に記載されていないものと考えられる。記載のある11村において6つの村に存在するから、もしすべての村が非現住者を記載していれば、おおざっぱに言って、約半分の村には奉公による転出があったと書かれることになるものとしてよいだろう。

大国村における奉公は5件と他の村に比べてもっとも多い記載があるが、前の章で述べたように奉公人全部ではなく大森町への奉公1件については記載されていないことが分かっており、これでも完全な記載ではないと考えられる。

奉公の出の記載形式は、1件を除きすべてもとの家に対して書かれる同記（本文外書き）である。帳末に書かれている小浜の1件はもともと一人者で、残る家成員が出身の家にいないためである。

先の章で見たようにこの宗門改帳群には総数で下男下女87人が記載されているが、これらの奉公人は研究対象の宗門改帳の村の出身とは限らず、奉公人87人のうちその出身の家において奉公人を出しているという記載があるのは7件であった。逆に、表21のように奉公人の出身の家が書かれた6村町13件のうち、奉公先が他の村の宗門改帳で実際に下男下女として記載が確認できるのは、大国上、大国の2村の7件である<sup>(19)</sup>。これらはすべて奉公先の村が出身の村と同じものである。他の6件は該当する宗門改帳がなく確かめられない。したがって、出身村

での記載によって奉公人であるはずの者が奉公先の宗門改帳に記載されていないことが確認されたわけではない。

前の章で見た奉公先ではなく、ここでは奉公人自身の出身の家の階層をこの13件について検討すると、表22のように、1件の5升の高持ち以外すべて借家、無高である。したがって、当然ながら奉公人の供給源はほとんどすべて無高借家層であるといえだろう。

農業における奉公は借家小作との関係があるものがある。すなわち、借家の地主の家に家族の誰かを奉公に出しているという関係である。その例は表22のように田中彦太郎借家2件、順二郎借家1件、安井善二郎借家2件、林章蔵借家1件、計6件と、13件中の半数近い。この場合、たとえば以下のように書かれている。「邑智郡久保村浄土真宗亥宗門改書上帳」文久3年(文書110)の「入作粕淵村林章蔵借家」俊作23歳(家51)のメ書き(忒人)の後に「姪とな14歳 粕淵村林章蔵方に奉公仕候」と書かれている。現住しない「とな」についての本籍地における記載である。このように本籍地での記載がある場合、「借家」から地主に奉公人を出すという関係の存在が示される。現実には、このような記載方法をとるところは少数であるから、地主の家への農業奉公がどの程度存在したものは正確にはわからない。しかし、各村において無高借家の多さ(55.0%, 表5; 廣嶋2009b, 表1)に対して存在する下男下女が極めて少ないことから見て、このような借家小作と奉公との関係は弱くなっているものと見られる。

表22 奉公人(13人)の出身と奉公先

出身					奉公先		
村	持高階層	牛(疋)	続柄	名前	村	戸主	続柄
大田北	持高0.050石	1	弟	直十	才坂村	—	—
大国上	田平彦太郎借屋	1	娘	とき	大国上	田平彦太郎	下女
大国上	田平彦太郎借屋	1	忒	乙吉	大国上	田平彦太郎	下男
大国	米三郎借家	1	姪	せん	大国	順二郎	下女
大国	安井善二郎借家	1	妹	みか	大国	順二郎	下女
大国	順二郎借家	1	忒	吉太	大国	順二郎	下男
大国	安井善二郎借家	1	忒	喜代太	大国	安井善二郎	下男
大国	安井善二郎借家	1	姪	きさ	大国	安井善二郎	下女
小濱	周右衛門 跡相続人同人娘	1	戸主	りく	温泉津	久右衛門	—
大森	亀助借家	0	養子	梅吉	大森	吉次郎	—
大森	倉次借家	0	娘	のふ	大森	広一郎	—
大森	清太郎同居別株	0	娘	のし	大森	政七	—
久保	入作粕淵村林章蔵借家	0	姪	とな	粕淵	林章蔵	—

— は不明。

奉公人を出している家の牛の所有状況を見ると、13件中大森町の借家3件、および一人者「とな」1件を除く9件(69%)つまり、ほぼ全部が(1疋)所有しており、借家層全体での所有割合27%と比べて格段に高い。13件という少数例の奉公からの推測ではあるが、牛の所有は、家族を奉公に出した労働力を補うためのものというより、農作業のために牛を購入し、その資

金のために奉公人を出したのではないだろうか。

### 3.2 出職・出稼

出職または出稼の出の記載は表21で見たように、それぞれ13人（9件）および20人（6件）、計33人、15件が9村にある。これらの出職・出稼先の村は出職、出稼の各1件を除き、すべてについて書かれているが、その出先の村（宗門改帳）が対象資料に含まれているのは2件（出職1, 出稼1）にすぎない。この宗門改帳を確認したが、2軒とも該当者は記載されていなかった<sup>(20)</sup>。これらの稼ぎが流動的であることによって、稼ぎ先が変化しても出身の村にその情報が伝えられず、その情報が修正されないためと思われる。その意味で出先は既に変化しているかもしれない状態の記録として考えなければならない。

このようにこれらの出先での書き方については、1件も直接には確認できないが、奉公と異なり、当然ひとつの家として独立して書かれているはずである。このことは先に2.5で見たように、出職の入りから見た記録が3件（大森町2件、高畑村1件）あり、それぞれ1軒の家として記述されていることにより確認できる。

出職8件と出稼6件の記載の違いは、基本的に出稼は家の成員が残っているものがないこと、これに対して出職は、ほとんど（6/8）が家の成員の残りがいることである。ただし、出職2件には残る成員がない（大林村、小浜村<sup>(21)</sup>）。

出職は、数少ない記載（表21）とはいえ、8つの村に存在し、何らかの必要性に基づいて書かれたものと考えられる。しかし、このような家族を残しての出職の事例がこの記載の数だけにとどまるとは考えられない。本来、このような記載の方が実態を物語る点で村の行政上、望ましいところもあると考えられるが、煩雑になるので、多くの村では記載されなかったものであろう。出職の記載は長州戦争を前にした緊迫した情勢が影響した可能性があり、通常記載されないのにこの時期に特別に記載された例もあるものと考えられる（附論そ-80参照）。

出職の扱いは、統一されていない可能性があり、出職は除帳が原則と思われる<sup>(22)</sup>が、出職で不在にもかかわらず記載されたり、両方の村で二重記載されたりしたものと推測される。このことは附論で述べる例（そ-80惣平）で裏付けられる。

表23は出職8件、11人について、その属性と出職先を示したものである。出職の出元の家は借家とともに高持も含まれている。出職先の就業が何であるかは判然としない。しかし、そこに農業が含まれていることは、確実に、附論（そ-80）の秀平は「借家掛請出職」と借家小作である一方、惣平は出職先に「持石有」という地主である。このように出職は村の間の複雑な農地の所有・耕作の関係から生じた場合もあるようだ。

出職先の就業は必ずしも農業とは限らず、前章で述べたように出職先の記述3件には、大森町の町場のものもある。また、遠方も多く、この地方に多いと言われる左官、大工などの職人としてのいわゆる出稼であるかもしれない。

表23 出職者の属性、出職先（8件、11人）

出職元の家					
村	持高(石)	続柄	名前	年齢	出職先村
大田北	2.5	弟	作四郎	40	円城寺
		弟女房	うね	30	
		姪	ふみ	11	
太田	淳蔵借屋	夫	武右衛門	63	浜田領千金
渡津	幾兵衛地借	伯父	才吉	52	備後国粟田
		伯父	源太	50	
渡津	辰左衛門地借	悻	熊太郎	18	備後国粟田
大林	0.25	本人	佐吉	33	生田
大国	2.775	弟	善市	31	大森
小濱	—	本人	村助	—	太田
大森	後藤豊前借家	悻	台二	42	郷田

他に、鬼村に2人の出職（1件と推定）が記載されているが、他の情報はない。

表24 出職の人数別残成員数別出職件数

残成員数(人)	総数(件)	出職者の人数		
		1	2	3
総数	8	6	1	1
0	2	2	—	—
1	1	1	—	—
2	1	1	—	—
3	1	1	—	—
4	1	1	—	—
5	1	—	—	1
8	1	—	1	—

出職は表24のように、大部分（6／8）が1人で単独であるが、2件（2人、3人）は家族とともに出職している。残される家の成員は本来0人ではないはずであるが0人は2件あり、あとは1人以上8人まで1件ずつ6件が分散し、多様である。

表25 出職者の元の家の戸主との続柄別出職件数

残成員数(人)	件数 総数	元の戸主との続柄別出職者数							
		総数	女房	弟	伯父	夫	娘	悻	なし
総数	8	11	1	2	2	1	1	2	2
0	2	2	—	—	—	—	—	—	2
1	1	1	—	—	—	—	—	1	—
2	1	1	—	—	—	1	—	—	—
3	1	1	—	1	—	—	—	—	—
4	1	1	—	—	—	—	—	1	—
5	1	3	1*	1	—	—	1*	—	—
8	1	2	—	—	2	—	—	—	—

\* 弟の女房と娘（11歳）

出職者が残した家の戸主からみた出職者の続柄は、表25のように、それぞれに様々であるが、夫が出職の1件は、妻と娘（13歳）を残している<sup>(22)</sup>。また、5人の成員を残す太田北村浄土真宗、作四郎の例は、本人は戸主の弟であり、自分の女房と娘11歳を伴って出職しており、分家のようにも見える。残った戸主（兄与平）には持高2石5斗があり、相続権を維持しているのかもしれない<sup>(23)</sup>。大国村（文書071）の兄、浅十の家（家23,3人）から出た弟、善市は単独の出職であるが、兄に2.775石の持高があり、上の作四郎の場合とやや類似している。

残す家族のいない2件のうち1件（佐吉）はわずかな持高（2.5斗）があるが、もう1件についてはその点は不明である。残る4件はすべて借家（地借）であるが、家族を残すこととなっている。

以上のように、8件のうち大部分6件が家族を残し、残さない2件のうち1件は持高を残している。このようなところに出職の性格が表されていると考えられる。

現実には家族を残した出職がこの記載例のように少ないかは疑問である。おそらく、記載されたのは現実の出職の一部と考えられる。

つぎに、出稼6件、20人についてみると、大林村浄土真宗宗門人別改帳（文書150）の1件（1人）のほか、5件（19人）はすべて井戸谷村浄土真宗宗門改帳（文書133）である<sup>(24)</sup>。いずれもすべて帳末に書かれたもので、残る家成員が存在せず、家を挙げての移動であることに特徴があり、この点が出職と異なるというよい。

その出稼先は、書き漏らしと見られる記載のない井戸谷村の1件を除き、5件については、浜田領都賀西村（1人）、雲州才谷鉄山（3人）、畑田村（邑智郡）（6人）、荻四郎助鉄山（2人、4人、計2件）が明記されている。

また、本研究の宗門改帳に井戸谷村栃野木鑑のものがあり、井戸谷村に鑑が存在することが分かっており、この関係で他の鉄山やその他の出稼が目立つ村であると考えられる。しかし、出稼の出の記録は井戸谷村および大林村にのみ例外的に見られる特殊なものである。さきに見たように出稼は逆に転入者としての記載は皆無である。現実に出稼であっても、転入してきた当初、単に引越、「入人」として記載され、以後は出稼人であるとの記載がされていないものと考えられる。出稼についても記載は現実の一部と考えられ、むしろなぜ記載されたのかが問題となる。村におけるなにか権利義務が残されているのかもしれない。

### 3.3 手伝

手伝は表21に示したように3件のみで、井戸谷村に出稼の他に「手伝」1件3人が雲州赤名村を行き先として「当時雲州上赤名村親戚方え手伝罷居申候」と書かれている（文書133,家61）。「元富蔵貸屋」りま38歳が20歳の娘と2人の伴（14,18歳）を連れている。親戚方なので奉公のような契約によるものでなく、子どももかなり大きく、労働が十分に可能であるから、厄介にはあてはまらなかったのだろう。

この村では他の村では引越、出人と書いてすませるところを引越に理由を付したものといえよう。

## おわりに

本稿では、持高階層間の結婚率・出生率の格差、および家の再生産率の階層間格差を説明する要因として移動と就業の実態を階層別の観察を中心にして石見銀山領の宗門改帳の記載によって研究した。この出生率および家の再生産率の階層格差の生じる仕組みが、就業形態の変化の影響を受けることにより、低階層の出生率・家の再生産率の上昇を通じて社会全体の出生率上昇、人口増加に繋がると考えられるからである。

家を単位に人口の再生産が行われていた江戸時代の人口においては、その再生産は個人単位にみる結婚率や出生率でなく、最終的には家の再生産率で見る必要があることを廣嶋2009bにおいて指摘した。階層別の家の再生産率と出生率、結婚率とは一部ずれるところがあるからである。

本研究では、まず、階層別の移動率の高さが、10石以上層を別として、階層の高さに反比例することを示すことができ、これを階層別の結婚率・出生率および家の再生産率の説明要因として考えることができる。とくに、無高層の結婚率・出生率が1石未満層より高いにも拘わらず、家の再生産率（家あたりの構成員数）が小さいことについて、移動率つまり転出率が1石未満層より高いことによって説明されるとの想定（廣嶋2009b）は、移動数の資料により、たしかに確認することができた。ただし、転出を家構成員全員の転出ではなく、家構成員を減少させる家構成員の部分的な転出（縁組に関するものを除く）に限定した場合は縁組が完全に分離できないという資料の制約により確認できなかった。

就業・扶養に関わる移動については、奉公について検討した結果、奉公に出ること自体は結婚年齢を上げる効果を持ち、したがって奉公に出ることが多い無高を中心とした低階層の出生率を低下させる影響を持っていたと推定された。しかし、奉公自体が極めて稀になっているので、仮に奉公の入れ替わりが盛んであるとしても、奉公を多く出す階層の結婚年齢の高さに対する奉公の影響というような階層全体に対する直接的な影響はあまり大きくないと考えられる。とすると、奉公に関わらず、どのような就業・扶養に関わる移動であったかが問題になる。

家族を残した就業に関わる移動と考えられる出職という記載が宗門改帳にわずかであるが見された。出職が記載されることが少ない理由のひとつは、そのような移動の多くが1年のうち、盆と正月には戻ってくるからとも考えられるが、それよりもその多くが出職という記載がなく単に転出（出人）とだけ記載され、村内に宗門改帳上は不在とされたと考えられる<sup>(25)</sup>。出職と宗門改帳に記載された少数例は、附論で紹介した文書から見て幕末の緊迫した情勢によって一部の村で例外的に行われたものとも考えられる。

出職して宗門改帳に記載されない潜在的な家成員の存在は、たとえ1年に何度か盆、正月などに帰宅することがあったとしても、一般的には結婚している者には結婚生活にとってさまたげになり、あるいは未婚者の結婚年齢を遅くし、その結果、出生率の階層差を生み出す重要な原因と考えられる。ただし、結婚年齢および結婚率の階層差の原因については、このような就業にともなう移動による説明とは別に、結婚に必要とされる資力をまかなう能力の階層差から生まれるという説明も可能である。このどちらがより有効な説明かは現在のところ明らか

にすることができない。木下2002は山家村における出生率の階層格差がもつばら有配偶出生率の差により、幕末におけるその上昇は奉公割合の低下によるものと推定しているが、石見銀山領では出生率の階層間格差は大部分が有配偶出生率ではなく結婚率の差によること（廣嶋2009 b）から、奉公、出職など物理的不在だけで説明することは難しいとも考えられる。有配偶出生率に対しては、その意識的な統制が困難であった社会では物理的な存否が極めて有力な要因となるが、結婚率に対しては物理的障害だけでなく社会経済的要因が直接的に働きうるのである。

また、無高層と1石未満層を比較した場合、無高層では未婚者が選択的に多く他出することにより見かけ上、村内在住者の既婚率は高くなり、結婚年齢が低くなっているものと考えられる。もしそうでないと、結婚率・出生率が1石未満層より高い無高層の家再生産率が1石未満層より低くなることはありえず、結婚率・出生率はそのまま家の再生産率の大きさとして現れるはずであるからである。ただし、このことは転出者の年齢が多くの場合不明であることから実証はできなかった。

出職にあたる移動が多数存在したという推定は、銀山領において農業以外の就業の機会として銀山領内に銀山<sup>(26)</sup>や多数のたたら製鉄が存在したことからも裏付けられるだろう。資料で裏付けられる限りのたたら存在する村の一覧は表26のとおりである。これは、熊谷家文書宗門改帳内の村に限定されていて、銀山領には他にも多数存在する。ただし、これらへの就業は銀山領の村の宗門改帳によってほとんど裏付けられず、領域内の村民の鉄山などへの就業についての記載はほとんど皆無とってよい。ただ、例外的に井戸谷村で他村の鉄山への「出稼」3例9人が書かれているのみである。しかし、階層別の出生率と家の再生産率によってこのような移動をとまなう就業が多数あったはずであることが推定されるのである。

表26 たたら製鉄のある村名

郡名	村番号	村名
那賀	4 *○	太田
	5 *	八神
	7 *○	下河戸
	9 *○	長良
	10*	渡津
	14○	上津井
邑智	19○	谷住郷村谷組
	26○	川下村鉄山内
	33○	大林
	35	長藤村源田山鍛次屋
	36	井戸谷村栃野木鑪
瀬摩	63○	温泉津

熊谷家文書の宗門改帳の村に限定。

\* 皇国地誌（明治5年）（江津市誌別巻，1982年）による。

○ 文化4（1807）年，文政2（1819）年。鉄の道文化圏推進協議会編

『金屋子神信仰の基礎的研究』岩田書院2004年による。

## 附論 出職について

出職に関する中村家文書（現江津市桜江町大貫）「午二月 勘三郎出職書付 南佐木村」（せー86）安政5（1858）年「当村人別出職書扣」（そー80）文久3（1863）年を紹介し、解説する。この2種の文書は5年の差があるが、両方とも大貫村庄屋久左衛門に関わっている。

安政5年の出職書付は南佐木村庄屋代頭百姓為一郎が書き、約8キロ離れた江川北岸の大貫村庄屋久左衛門に送られたもので、勘三郎29歳と女房やすの27歳の出職の開始にあたって書かれた。勘三郎は「当村百姓儀兵衛家内」の肩書きがあり、俵でないにしても甥などの親戚と想像される。いわゆる分家ではないが、ともかく若夫婦の独立を意味している。出職先の状況は、書かれておらず、おそらく小作に出るものと推察される。このように家成員の一部が他村に働きに出る場合が出職とされ、出職先の村に届出が行われたことを示している<sup>(27)</sup>。

文久3年の「当村人別出職書扣」は、上と異なり、すでに出職している者（秀平、房吉、惣平の3人）についての文書で、出職中のものは本来村に帰るべきだが当分出職を認めてほしいという文書を大貫村庄屋久左衛門がそれぞれ高見村および渡村の村役人に送った扣である。「今般他所人御取締ニ付」と作成の動機が書かれており、長州戦争を前にした文久3年の銀山領における緊迫した情勢が影響していることを示している。このことから考えると、出職は宗門改帳に通常記載されないものらしく、いくつかの村においてこの時期に特別に記載されたものかもしれない。

最初の秀平は「当村百姓」の肩書きがあるが、「其御村小太郎借家掛請出職」とあるように（おそらく高見村の）地主小太郎の借家小作としての出職である。第2の房吉は「当村延右衛門借家無高」の肩書きがあり、高見村へ出職は当然小作である。また地主延右衛門は高見村に土地を持つ地主であるが、その住所は当村（大貫村）かもしれない。第3の惣平は「其御村方持石有」と渡村の地主であり、渡村に出職しているという。このように他村の地主として出職するという場合もあることに注目される。

なお、惣平について、「当村人別之者ニ紛無御座候」とあり、大貫村の住民として登録されているにも拘わらず、高見村へ出職している。出職していても元の村に現住しているように宗門改帳には書かれていることになる。このように出職者を含む人口となっていることに注意しなければならない。また、高見村でも宗門改帳に記載され、二重記載されている可能性も考えられる。このように出職の宗門改帳への登録は定まっていなかったのかもしれない。

せー86中村家文書「午二月 勘三郎出職書付 南佐木村」（行替えは適宜省略した）

（包紙上書）

「午二月 勘三郎出職書付 南佐木村」

相渡申一札之事

一浄土真宗福田村願林寺旦那 当村百姓儀兵衛家内 勘三郎 当午廿九才  
女房 やすの 当午廿七才

ノ式人

右之者儀、今般其御村江出職仕度段  
御願申入候処、御聞濟被下忝仕合ニ存候、然ル上ハ  
出職中御村法ヲ以御勝手次第御取計  
可被成候、若何事ニ不限御申付之儀相背候節者、  
何時ニ而も当村江引取可申候、為後日念之出職  
願書一札相渡申所仍而如件

安政五年 午二月日 南佐木村 庄屋代頭百姓 為一郎 (印)  
大貫村 庄屋 久左衛門殿

そー80中村家文書「当村人別出職書扣」(行替えは適宜省略した)

(袋上書)

「 文久三年亥十一月 当村人別出職書扣 」

一筆致啓上候、寒冷相増候得共、弥御堅勝ニ御勤役被成事与  
奉賀上候、然者当村百姓秀平義、親類其御村小太郎借屋  
掛請出職罷在候所、今般他所人御取締ニ付、罷帰り候  
筈之所、行懸り出職致度願出候間、当分出職為致  
可(被)下候、奉願入候、先者右得貴[意]度  
如此ニ御座候、以上

十一月十二日 大貫村 庄屋久左衛門  
高見村 御役人中

以手紙得其意候、寒氣相増候処、弥御堅勝ニ可被成御座候はん、奉賀上候、  
然者当村延右衛門借家無高房吉義、其御村江出職罷在候所、此度他所人  
御取締ニ付、当村へ罷帰り候筈之所、行かゝり出職致度願出候間、当分  
出職為致可下奉願入候、先者得貴意度如此ニ御座候、以上

十一月廿二日 大貫村 庄屋 久左衛門  
高見村 御役人中

一筆一候、然而何分惣平義当村人別之者ニ紛無御座候所、其御村方持石有之、為  
耕作之出職いたし居候所、此度他所人御取締ニ付、当村へ罷帰候筈之所、行  
かゝり其御村方ニ出職いたし度願出候間、行かゝり出職  
為致可被下候、奉願入候、猶又御法度筋ハ不及申ニ御差支之筋も有之候ハ、  
何時ニ而も引取可申候、先者右之趣得貴度如此ニ御座候、以上

亥十月 大貫村庄屋  
渡村 御役人中

## 付記

本研究に用いた資料に関して、熊谷家文書宗門改帳のデジタル・アーカイブの利用を許可いただいた島根大学附属図書館の皆様、宗門改帳の翻刻作業をしていただいた島根大学法文学部山陰研究センターの加藤絵里子さん、高橋真千子さん、この翻刻作業の基礎として利用した石見の宗門改帳電子ファイルRYOMAを作成された速水融氏と落合恵美子氏を中心とするユーラシア・プロジェクト（EAP）関係者の皆様に深く感謝したい。また、解読にあたっては小林准士准教授に、中村家文書の利用・翻刻にあたっては大田市立銀山資料館藤原雄高学芸員および仲野義文館長にお世話になったことに感謝したい。

本稿は、島根大学2008-09年度萌芽研究プロジェクト（会下和宏代表）および2007-09年度科学研究費補助金基盤研究（B）19330077（代表廣嶋）、2007-09年度島根大学法文学部山陰共同研究プロジェクト0713、2010-12年度島根大学法文学部山陰研究プロジェクト1002の研究成果の一部である。

## 注

- (1) 信濃国およびその諏訪郡において1820年代以後人口増加が始まっていることが確認できる（速水1973, p.22）。木下2002は東北一農村（山家村）の1836年以後年0.80%のかなり高い人口増加率を報告している。
- (2) 都市など農村人口を引きつける要因が希薄だった地方では、奉公率の違いが階層構造を維持するメカニズムがなかったと速水1992（p.307）は推測している。速水2002はこのメカニズムのあった西条村においても雇用機会が幕末期に都市から農村手工業へと変化し農村の人口が増加し社会的緊張が高まったとする（p.227）。
- (3) 「労働市場が広がるにつれて、自由な雇傭の形態が不可避免的に不自由な形態を駆逐する傾向にあった」（トマス1970, p.179）。牧1977は、村方奉公について一年季奉公、日雇への移行を多くの江戸時代の労働関係の歴史研究から裏付けている。速水1992は西濃輪中農村内の奉公人が19世紀に入ると5パーセント以下にまで減少したとしている（p.203）。木下2002は山形県の山家村について「1840年頃以降、年季奉公のような奉公がほとんど消滅した」としている（p.145）。石見銀山領でも1818-1865年の忍原村で、奉公人（下男・下女）数は7人から1人へと漸減した（廣嶋2009a）。

しかし、この地域で日雇いの増加を直接に確認できる資料は見つかっていない。また島根大学図書館蔵の石見銀山領に関わる熊谷家、坂根家、林家、今浦各文書には奉公契約に関する資料が見つからず、奉公の内容の変化は分からない。

日雇いの多さを示す部分的な記録として、大森町田儀屋（熊谷家）の「女中雇い覚書」に天保6未（1835）年の年始から年末までの支払の記録があり、つぎの20人女中の名前が書かれている。ふく、おりつ、おみき、みと、あさ、いよ、さき、るい、よし、しへ、まき、いと、りへ、すな、とめ、ちく、なえ、うら、みか、多助（男か）。島根大学附属図書館石見銀山領地方文書熊谷家文書722-724。

- (4) 宗門改帳において「家」は人々の集団の最小の単位として用いられており、生活の単位として今日の学術用語の世帯にあたる場合が多いと考えられるが、本研究ではそのまま用いることにする。
- (5) 熊谷家文書宗門改帳は以下のように構成されている。島根大学附属図書館蔵1863年188冊、1864年46冊、計234冊、大田市立図書館蔵同5冊、3冊、計8冊、同合計193冊、49冊、計242冊。本研究において島根大学附属図書館蔵熊谷家文書宗門改帳の全記載を翻刻した文書の電子ファイル（Word、PDF）を作成した。この作成作業の際、EAPにおいて作成されたデータシートおよびRYOMAファイルを基礎資料として参考にした。

- (6) 人口については1863年1年分に主に限定したIWAMI01\_追加修正2.xlsを基にした。データは7442軒、34288人+22人非現住者、計34,310人。持高は、寺、神社、医師、尼、鉢屋などで持高が書かれていない場合は不詳とした。
- (7) 移動件数が0と判明する村の人口を率の分母に含む。  
木下2002は上記山村の転入率及び転出率が1850、60年代にそれぞれ1%程度にまで減少してきたとしている。これとほぼ同じ水準の移動率である。
- (8) たとえば、今浦村の1791年(寛政3年)の湯里村への移動の例(今浦文書101-5)(小林2009参照)であるが、送り状の文面には奉公であることが記載されている。なお、宗門改帳(庄屋控え)にはこの奉公のことが注書きとして加筆されていて、翌年には本文に外書きされている(ただし、奉公先はすでに変化している)が、新たな移動はまったく記載されない。

送り状之事

一温泉津西楽寺旦那 甚五郎悴 善八 当亥 廿八才  
右者其村湯湊又右衛門所へ奉公ニ参り候間其村侍帳面ニ御加へ可被下候奉願上候依一札如件  
寛政三年 亥三月十三日 今浦 庄屋 善三郎㊦  
湯里村 御役人中

- (9) 借家から家持ちの変化を伴う後地村から黒松村へ引越した兵作一家の例。  
石見国那賀郡後地村 浄土真宗 文久3年(文書181)

留五郎借家

(家87) 一同宗都治本郷円勝寺旦那 兵作 七十一才  
同寺旦那 悴 倉治 三十九才  
同寺旦那 嫁 ちゑ 廿五才  
(中略)

五人男  
八人内 三人女

那賀郡黒松村浄土真宗人別書上帳 文久4年(文書204)

持高壺斗三升壺合家持

(家208) 一同宗 同寺旦那 兵作 子七十二才  
同寺旦那 悴 倉次 同四十才  
同寺旦那 嫁 ちゑ 同廿九才  
(中略)

四人男  
七人内 三人女

- (10) 全員移動の転入は、もとの家から見ると部分移動の転出でありうる。したがって、これは地域全体で見ると、家の分離を意味する場合がある。ただし、元の家の状況を把握することが多くの場合困難である。逆に、全員移動の転出は、先の家において部分移動の転入であり得る。そこで、ここでは移動が記録される村の家への影響だけを考える。

前者は以下のような事例である。これらは戸主に妻がおらず生まれたばかりの子がいる。婿養子が離縁によって分離してきたものかもしれない。

(文書010) 邇摩郡上村浄土真宗宗門御改帳 文久3年  
(帳末) 一 平十郎借屋恒市壺家内三人入込申候

(本文 家24) 平十郎借屋 恒市 三十六 母りん 六拾四 倅 恒太郎 忒才 メ三人内男忒人女老人

(文書057)石見国邑智郡祖式村上ヶ組 浄土真宗宗門人別相改帳 文久3年

(帳末) 同(当村)馬之助借家惣助白杯村y入込申候

同(当村)惣助倅惣市郎去戌八月出生仕候

(本文 家176) 当村馬之助借家 惣助三十忒才 倅惣市郎同忒才 メ忒人男 牛老疋

(11) たとえば、文久3年 大國村上ヶ組禪宗(文書67) の田平彦太郎(家21)の下女もみは、そこに書かれた出身の家、天河内村真宗(文書42) 柳八(家23,戸主は兄甚七に替わっている)の宗門改帳を見ると、娘(妹)もみが記載されているが、奉公の記載はない。また、大森町法華宗(文書045)の家屋敷持 弥右衛門(家103)51歳の召仕1人、下男1人、下女2人を含む10人の世帯の下女こよ23歳は黒松村仁兵衛娘と記載されていて、これを黒松村の宗門改帳で確かめると、仁平61歳の娘こよ(29歳)が記載され、奉公のことは書かれていない。

(12)「誰々借家」と特定の地主名が書かれる借家は、「1人の地主だけから田畑・山林に加え住居まで、経営・生活上必要な物件一切を貸与されている小作形態」(阿部2004)として、「地主、小作の主従的關係一般小作に比して著しく従属的な」(島根県1943)近代の株小作に対応することが知られている。なお、山岡1962は近代株小作について「藩政時代農村古文書に「下人」と記されているものもこれに該当するものと考えてよからう」としている。これは津和野藩領的那賀郡鼠原三村(今市村)(山岡1954)、および銀山領の和木浦(山岡1965)での用法に基づくと思われる。しかし、ここでは借家と下人とは区別されているものと考えられる。ただし、注13に示すように重なる場合もある。

(13) なお、同村において下人は文久3年に浄土真宗 半右衛門下人 六兵衛地借 政次、禪宗 弥七郎下人 浅平、浄土宗 三佛寺下人 弥七郎地借 秀吉の計3軒であったが、文久4年には、新たに亀吉のほか、真宗 山口嘉平次地借 孫右衛門下人 藤四郎1軒が加わり(文久4年に禪宗は欠けており浅平は不明)、下人は少なくとも4軒に増えた(真宗 半右衛門下人 六兵衛地借 政次は孫の岩太に変化)。なお、藤四郎(家35)は前年には孫右衛門借家であった。すなわち、この1年の間に借家から下人への変化2件が確認できる。

(14) 廣嶋2009aで「別株厄介」2件としたが、そこには別株と厄介の記載が離れている場合は含まれていない。

(15) これらの雇入について相良2009は「通いの労働者の家族かも知れない」としている。

(16) 第3の例として、以下のように6ヶ月、180日の除帳の処理が命ぜられている。たとえば、後地村 浄土真宗(文書181)の帳末に人口減の要因として次のように書かれている。一無高亀太郎去戌二月欠落仕候二付御尋之上同八月帳外被仰付候二付除帳仕候 欠落メ老人

(17) なお、宗門改帳はすべて3月と書かれているが、浅利村 浄土真宗(文書232)の兵右衛門(家205)の倅 仙四郎33歳の欠落は張り紙に3月5日の日付があり、その日にまだ宗門改帳が代官所に提出されていないことを示している。

(18) 鉦山内の場合であるが、相良2009は、川下村瀬尻鉦(文書225)の山内規則などから「夜抜ケ、欠落」させて、労働者を引き抜くこともおこり、経営に支障をきたしたりしたとしている。

山岡1954は、明和6(1769)年から文政4(1821)年まで52年間的那賀郡の3村の欠落115人について検討し、「日雇稼業を求めて海辺或は芸州方面へ欠落して行ったものと考えられる。」とした。

(19) 小浜村のりく(46歳)は文久3年、帳末の外書きとして「是ハ温泉津村右右衛門方へ奉公仕居申候」と書かれているが、同年の奉公先の温泉津村浄土真宗の宗門改帳が残存せず、右右衛門の家での奉公人としての記載を確認することができない。文久4年には、小浜村での奉公の記載がなくなり、ただ温泉

津村での久右衛門借家と書かれた単独の家（法華宗）となっている。このように、奉公先の村で奉公人から借家人に変化した例と思われる。

- (20) 文久3年大國村法華宗（文書071）持高2.775石 浅十（家23）の弟善市はこの家の外書きに「此者義当時大森町へ出職稼罷在候」として書かれ、村の人別には含まれていないが、同年大森町法華宗の宗門改帳（文書045）には記載がない。

文久3年の井戸谷村浄土真宗（文書133）の帳末外書きのぬい以下6人は「当時畑田村富平貸屋ニ出稼罷出申候」と書かれているが、同年畑田村浄土真宗宗門改帳（文書085）にはぬい達の記載がない。ただし、そこには持高7.327石の富平（家56）が存在し、1軒の富平借家（常平）も存在する。

- (21) 大林村浄土真宗（文書150）では、帳末の外書きとして、単独の出稼、出職各1件、計2件にそれぞれ出職と出稼の言葉が使われているが、この間に全く差が認められない。

佐吉33歳「持高式斗五升地所懸ケ地ニ仕 生田村エ出職仕候」

藤蔵38歳「持高式斗地所懸ケ地ニ仕 浜田領都賀西村へ出稼仕候」

本来これらは家族が残っていないからどちらも出稼のはずだが、持高が村内にある（それを小作に出していく）ということから出職ともいっているものと思われる。ここでは佐吉を出職、藤蔵を出稼の記載のままとして扱う。

小浜村の例はもともと単身の家であったもので、これを出職とするのには何らかの理由があるものと思われる。

- (22) 大田村浄土真宗（文書217） 頭百姓淳蔵借屋の武右衛門64歳（家50）は女房ゆみ（41歳）と娘てい（13歳）を残し、文久2年（戌）から「浜田領千金村へ出職仕候ニ付当村人別相除外書ニ記置申候」と文久4年の宗門改帳に書かれている（文久3年、文書220も同様）。

- (23) 分家のような出職の例は以下のとおり。

002 安濃郡太田北村浄土真宗宗門改帳（大田南村正蔵坊）

持高式石五斗

88 一同宗 同寺旦那㊦

与 平㊦

五十一才

女房…（略）

三人男  
 五人内 牛一疋  
 式人女

右与平弟

一同宗 同寺旦那㊦

作四郎㊦

四十才

女房…（略）

老人男  
 三人内  
 式人女

是は当時円城寺村へ出職罷在候

- (24) 井戸谷村浄土真宗（文書133）の帳末外書きに元吉1軒4人が書かれ、出稼等の注釈がなにもないが、出稼4軒15人の後に最後に書かれているので、出稼と書き漏らしたものと解釈した。

- (25) 天河内村の「諸職人往来」元治2（1865）年2～4月（木島家文書）（仁摩町1972, 第4-2-5表）に21人の左官、大工などの職人が他国などに出ていることが記録されているが、このうち名前と年齢がこの2年前の宗門改帳（熊谷家文書39～42）と完全に合うのは、源四郎30歳のみである（他5人は名前

があっても年齢は一致しない)。このように職人稼ぎを行っている者がほとんど宗門改帳上には記載されていないことが確認できる。

- (26) 「銀山要集」に「百三十人程在方村々より参候柄山負」(磨石運搬夫) など労働者が流入したとされる(仲野2009, p. 149)。これがどのような雇用形態であったかは不明であるが、移住者や季節労働、通いなどもあったのであろう。
- (27) 大森町への出職者の書類等の扱いは「町役勤向定書」(文政元—天保13, 1818—42年)(小林2008)の第10項, 26項に定められている。

## 文献

- 阿部英樹2004「近世石見における地主制の特質」『近世近代の地域社会と文化』頼祺一先生退官記念論集刊行会編, 清文堂出版, 118—143.
- 木下太志2002『近代化以前の日本の人口と家族—失われた世界からの手紙—』ミネルヴァ書房
- 小林准士2008「石見銀山附幕領大森町における町役人の職務と文書管理」『島根史学会会報』, No. 46 : 1—18.
- 小林准士2009「石見国迩摩郡今浦文書目録」『山陰研究』2号, 118—143.
- 齊藤修2001「近代人口成長」速水融・鬼頭宏・友部謙一編2001『歴史人口学のフロンティア』東洋経済新報社, 67—89.
- 相良英輔2009「江の川沿いの石見たたら」『石見ふるさと大百科』郷土出版社.
- 島根県経済部1943『島根県下の株小作』島根県
- スミス, トマスC. 1970『近代日本の農村的起源』(大塚久雄監訳) 岩波書店.
- 仲野義文2009『銀山社会の解明—近世石見銀山の経営と社会』清文堂.
- 仁摩町1972『仁摩町誌』.
- 速水融1973『近世農村の歴史人口学的研究 信州諏訪地方の宗門改帳分析』東洋経済新報社
- 速水融1992『近世濃尾地方の人口・経済・社会』創文社.
- 速水融2002『江戸農民の暮らしと人生—歴史人口学入門』麗澤大学出版会
- 廣嶋清志2004「幕末石見天領の地域別人口変動」『経済科学論集』30 : 51—66.
- 廣嶋清志2009a「幕末石見銀山領の同居別株からみた家制度」『経済科学論集』35 : 1—22.
- 廣嶋清志2009b「家の再生産と結婚率・出生率—幕末石見銀山領の宗門改帳から見る」『統計』60(7) : 9—26.
- 廣嶋清志2011「幕末の村の人口移動—石見銀山領宗門改帳から見る」『統計』62(1) : 7—15.
- 牧英正1977『雇用の歴史』弘文堂
- 山岡栄市1954, 「宗門帳を通じて見た山村の家族及び社会構造」『社会学評論』13・14 : 150—165.
- 山岡栄市1962, 「株小作農民の社会的地位の変動」『山陰文化研究紀要』2 : 26—58.

# Migration and employment in late Edo period in Iwami Silver Mine Territory : Why was household reproduction rate the lowest among non-tenant peasants?

HIROSIMA Kiyosi

(Faculty of Law and Literature, Shimane University, Professor Emeritus)

## [Abstract]

With the anticipation that the rise in fertility and in population growth rate were caused by the decrease in outmigration from villages for employment among lower class peasants in late Tokugawa Period, I examined the migration rate by stratum of landholding in Iwami Silver Mine Territory villages. Consequently, the rate was found to be in reverse proportion to the rank of the landholding of peasants except those with 10 koku and more, which is in accord with the anticipation.

Very rare descriptions of “*deshoku*”, meaning going out for work leaving family members were found in Shūmon Aratamechō of a few villages. Besides, among 21 *deshoku* workers recorded in a document of a village, only one was registered as a resident in Shūmon Aratamechō of the village. Hence, it was inferred that the description of *deshoku* was exceptionally carried out by the unstable circumstances in late Tokugawa Period in Iwami, which was situated close to the country of Chōshū that revolted against the Shogunate government and that most *deshoku* workers were not written as such but only registered as emigrants when getting out of the villages for the first time in the Shūmon Aratamechō.

Therefore, *deshoku* is considered to be the important hidden cause to decrease the household reproduction rate by delaying marriage of the never-married and by hindering marital life of the married for the lower classes of peasants. Also, this can be concluded as the mechanism that the lowest class of peasants of no landholding had a higher marital rate and fertility rate but a lower rate of reproduction of household calculated for residents of villages registered in the Shūmon Aratamechō than those with minimal landholding less than one koku had.

Keywords : migration, employment, fertility, strata, work away from home